

基礎調査結果説明会開催のお知らせ

令和8年5月20日 宮城県東部土木事務所登米地域事務所

土砂災害防止法に基づく、**土砂災害警戒区域(イエローゾーン)**及び**土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)**の設定のための基礎調査結果の説明会を開催します。

基礎調査結果は、ホームページで公開しておりますが、お住まいのお宅や所有している土地の土砂災害の影響や区域の設定について、詳しい説明をご希望される方を対象として、右記日程により、**※オープンハウス方式で行います。**

※あらかじめ決められた会場、時間の中であれば、自由に訪れて説明を受けられる方式
ご都合に合わせて、会場や時間をお選びいただき、お越しいただけます。それぞれの会場で3つのブースを設けてお待ちしておりますが、混雑した場合、お待ちいただくことがございます、ご了承下さい。

日程及び会場

令和8年6月17日(水) 10時から16時
米川公民館
令和8年6月21日(日) 10時から16時
錦織公民館
令和8年6月24日(水) 10時から16時
米谷公民館

基礎調査結果の公開



今回、説明する基礎調査結果を東部土木事務所登米地域事務所のホームページで公開しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmdbk/kisocousa-kekka-tome2026.html>

左のQRコードでアクセスして下さい。

土砂災害警戒区域等の指定を予定している箇所的位置図、箇所一覧及び図面がご覧いただけます。

土砂災害警戒区域等基礎調査結果オンライン説明会

当日、ご都合が合わず参加できない方のため、土砂災害警戒区域等に関する説明動画と説明資料を宮城県のホームページに掲載しています。右のQRコードでアクセスして下さい。お時間のあるときにご覧いただき、土砂災害の危険性についてご理解を深めていただければ幸いです。



お電話などでのお問い合わせも随時、承ります。

連絡先 東部土木事務所登米地域事務所 河川砂防第一班 電話0220-22-2763 メール et-tmdbkks@pref.miyagi.lg.jp

土砂災害防止法の背景

平成11年6月29日、広島市・呉市を中心とした集中豪雨により土砂災害（発生箇所325件、死者24名）を契機として、平成13年に土砂災害防止法が施行されました。

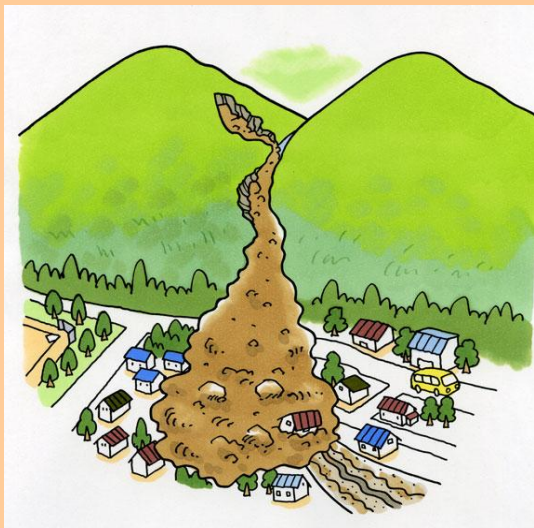
土砂災害防止法の目的

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害防止法の対象となる土砂災害について

土石流

山から崩れた土や石が、水と一緒に、なって強い勢いで流れ下ってくる。



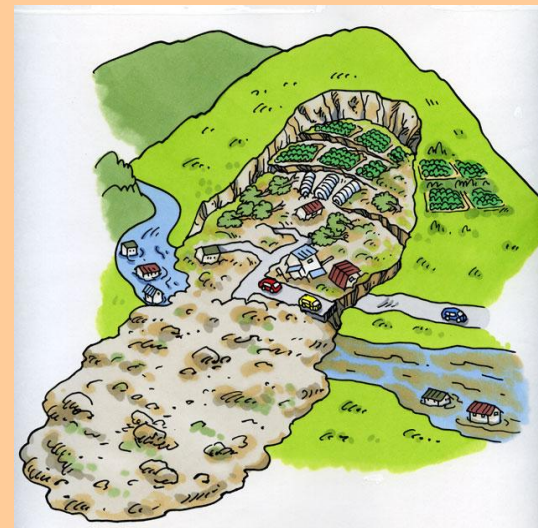
がけ崩れ

急な斜面が一気に崩れる。



地滑り

やや傾斜のゆるい斜面が、広い範囲にわたってかたまりのまま動く。



『土砂災害警戒区域等基礎調査』

土砂災害のおそれのある箇所について、宮城県では高精度な地形解析図を活用し地形の調査等を行い、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の範囲を設定します。

『土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）』

土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、災害情報の伝達や避難が早くできるように市町村により警戒避難体制の整備が図られます。

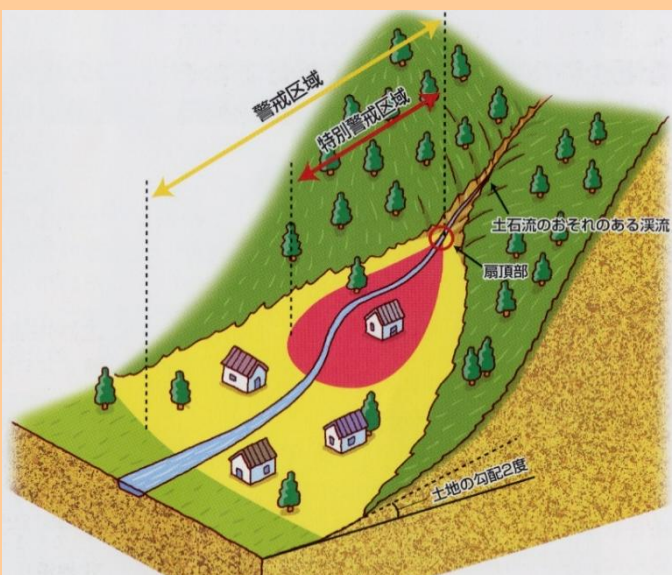
『土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）』

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命・身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務付けられます。

土砂災害警戒区域等について

■土石流

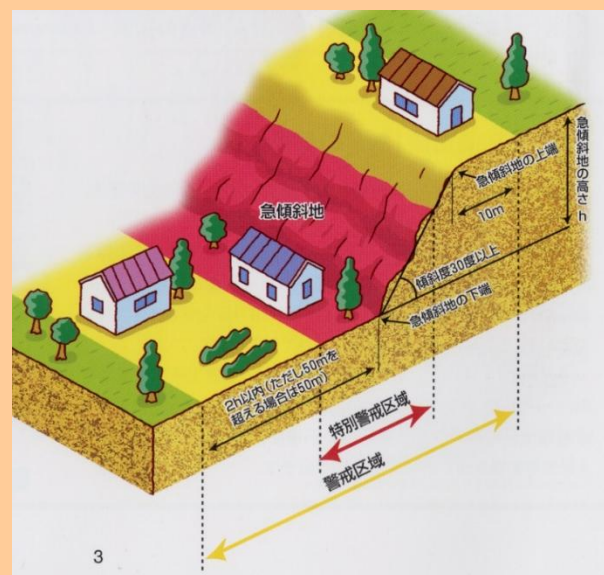
山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



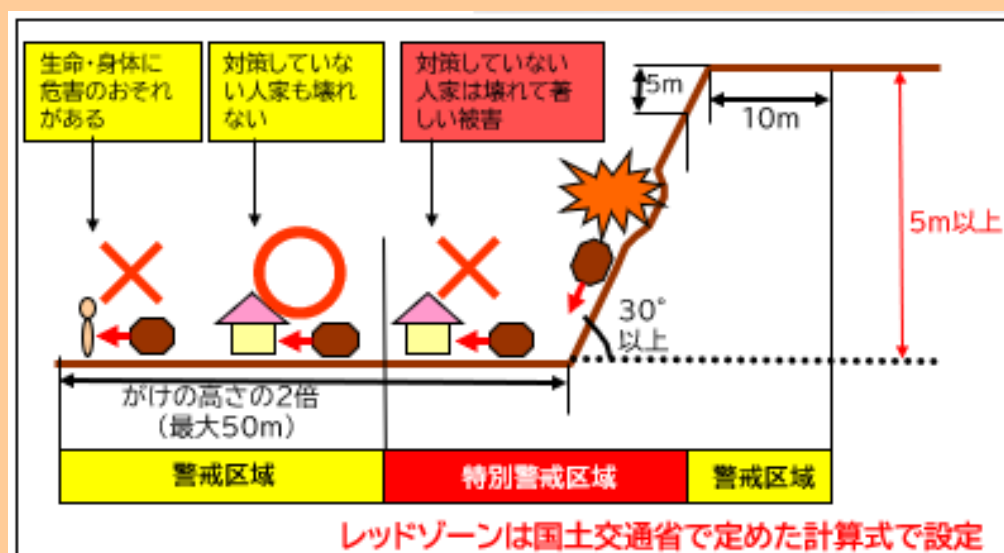
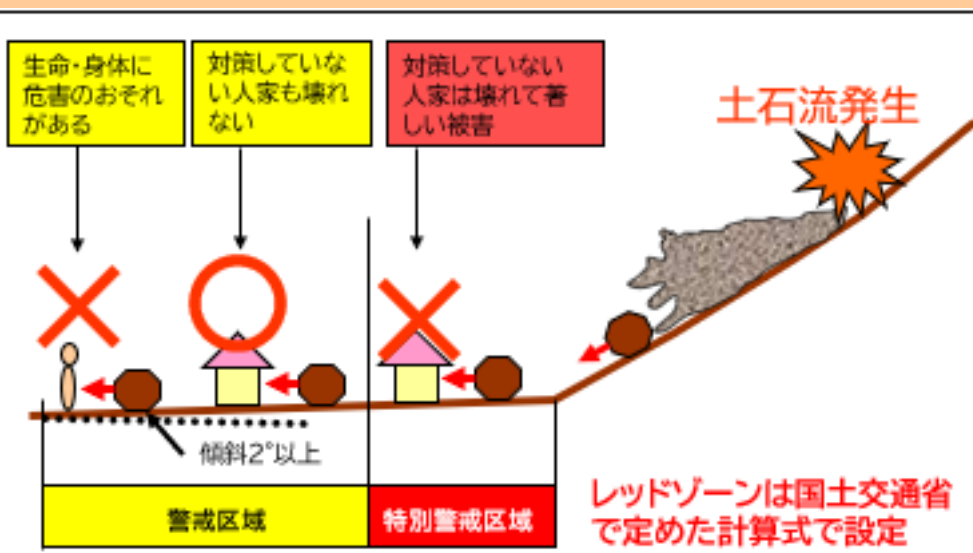
イエローゾーンは扇型に左右30度で広がり、勾配2度が末端。過年度の災害履歴の経験より決定されている。

■急傾斜地の崩壊

傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



イエローゾーンは上端側:急傾斜地上端から10m。下端側:急傾斜地下端から2h(最大50m)となる範囲。過年度の災害履歴の経験より決定されている。



土砂災害警戒区域

1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。

また、警戒区域内の市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることが義務づけられています。

4. 宅地建物取引における措置

警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害特別警戒区域

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることとなります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建築物については建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けることが必要となります。

3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができることになっています。

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（融資金利の優遇措置有）

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅（既存不適合住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とした改修への補助制度を実施している自治体もあります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

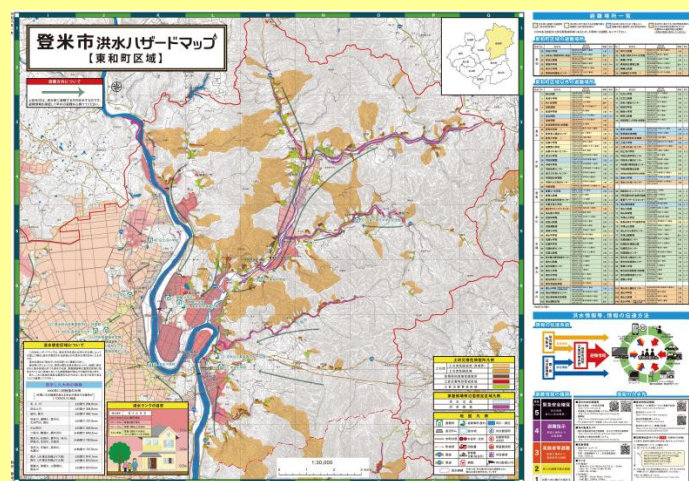
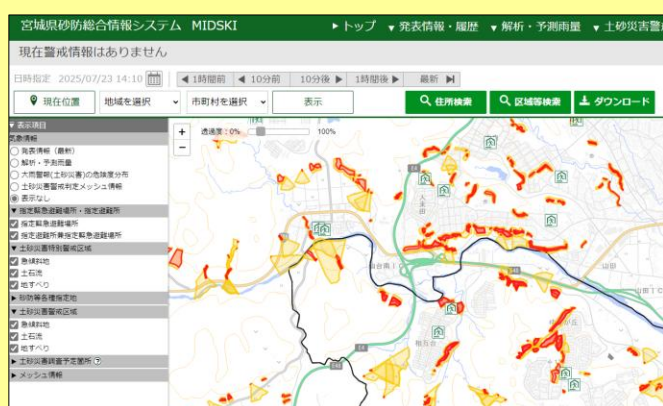
土砂災害警戒区域等の確認について

指定済みの土砂災害警戒区域等のご確認に県HPや市町村ハザードマップをご活用願います。

宮城県防災砂防課HP

宮城県砂防総合情報システム

登米市ハザードマップ



『宮城県 土砂災害警戒区域等』で検索
告示図書をダウンロードし警戒区域
等の確認ができます。
県公報による告示と同じ時期に公表
しています。



『宮城県 砂防総合情報システム』で検索
地図上に警戒区域等を参考表示させ
ています。
告示図書や座標データもダウンロード
でき、内容を確認できます。



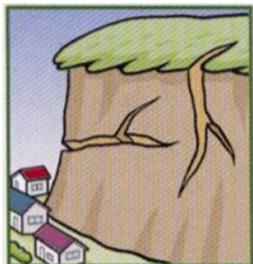
『登米市ハザードマップ』で検索
登米市のハザードマップで、土砂災害
警戒区域等を確認できます。



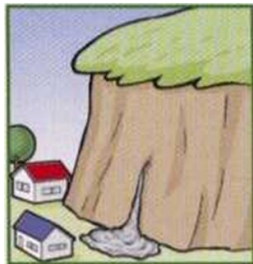
今後起こりうる土砂災害の備えについて

土砂災害のキケン信号をみのがさないで！

がけ崩れの前兆現象



○がけや斜面に割れ目ができた時

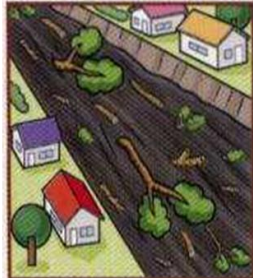


○がけから水が湧き出てきた時

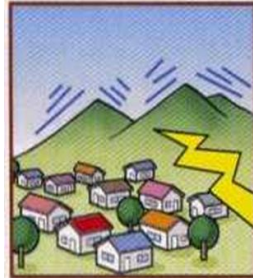


○がけから小石がバラバラと落ちてくるようになった時

土石流の前兆現象



○川の流れが濁ったり、流木が混じっている時



○「山鳴り」といって、山全体がうなるような音がする時

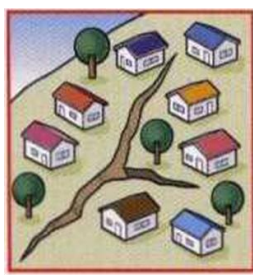


○雨が降り続けているのに、川の水量が減っている時

地すべりの前兆現象



○沢水や井戸水が濁った時



○地面がひび割れたり、一部が陥没あるいは隆起した時



○斜面から水が噴き出した時

避難場所、避難経路を確認しておきましょう！



～避難場所～

●●中学校

ハザードマップなどで確認

緊急時の連絡先を確認しておきましょう！

登米市総務部 防災危機対策室 電話番号 0220-23-7393

東部土木事務所登米地域事務所 電話番号 0220-22-2763

非常持ち出し品を準備しておきましょう！

